

役員、評議員、委員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 Save Earth Foundation (以下「この法人」という。)の定款第14条、第29条、第31条及び第38条並びに委員会規程第11条の規定に基づき、役員、評議員、委員及び顧問の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 委員とは、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任し、代表理事が委嘱する者で、委員会にあって理事会の諮問に応じ、定款第4条に掲げる事業に必要な事項を審議する。
- (6) 顧問とは、この法人の運営上、重要な事項について代表理事の相談に応じ、理事会から諮問された事項において参考意見を述べる者をいう。
- (7) 報酬等とは、公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (8) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、役員のうち各々の理事の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから、代表理事が評議員会の承認を得て、決めるものとする。

2 この法人の常勤の監事の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、各々の監事の報酬月額は、別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから、代表理事が評議員会の承認を得て定めるものとする。

3 常勤の理事に対する役員賞与の総額は別表第2「常勤役員賞与」のとおりとし、代表理事は、評議員会の承認を得て、その総額の範囲内で、各々の理事に配分するものとする。

4 常勤の理事に対する退職手当は、別表第3「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

5 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

6 委員会の委員及び顧問の報酬は、別表第5に基づき支払われるものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬等は、年間報酬を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあっては理事会出席等、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金を加算するとともに、積立金等を控除して支給する。

(交通費)

第7条 役員、評議員、委員及び顧問には、その交通手段ならびに通勤の実態に応じ交通費として実費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、交通費を含め役員、評議員、委員及び顧問がその職務の遂行に当たって負担した費用については必要かつ妥当な領収証等の資料に基づいて検証したうえで、妥当と思われる額を、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また原則前払いはしないものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人有機質資源再生センターの設立の登記の日から施行する。(平成23年10月11日理事会決議)

制定及び改廃の経緯

制定 平成23年10月11日

施行 平成24年 4月 1日

改定 平成26年 8月25日 財団名称の変更

改定 平成26年12月26日 第3条第2項、第4条第4項から第6項ならびに第8項、第7条の変更および第3条第6項、第4条第3項ならびに第7項の削除

改定 平成28年 2月29日 誤字の修正および謝金に関する規定の削除

改定 令和 2年 2月25日 役付き理事の呼称変更及び別表5顧問報酬の追加

(別表第1) 常勤役員の報酬月額

役 職	内 容	備 考
代表理事	必要に応じ評議員会で検討	
業務執行理事	必要に応じ評議員会で検討	
専務理事	必要に応じ評議員会で検討	
理事	必要に応じ評議員会で検討	
監事	必要に応じ評議員会で検討	

(別表第2) 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額 × 係数

(別表第3) 常勤役員退職手当の算出要領

報酬年額 × 在職年数 × 係数

(別表第4) 委員及び顧問の報酬

委員：委員会出席の都度、謝金として一人一律 10,000円 (手取)

顧問：諮問に応ずる都度、謝金として一人一律 5,000円 (手取)

または、定例報酬として 月額50,000円 (手取)